

市配水管への地下水流入の原因について

令和 8 年 8 月 27 日(木)から今泉地区において多数お問合せいただいた濁り水の原因について、令和 8 年 9 月 2 日(水)、9 月 4 日(金)、9 月 7 日(月)に原因者である伸興化成株式会社への聞き取り及び立入調査を実施し、原因が判明しましたのでご報告いたします。

日 時	内 容
平成 26 年 12 月から	従来から、会社内で製造された製品の冷却用には、地下水を使用していたものの、ボイラーには水道水を使用していた。 平成 26 年 12 月、経費(水道料金)を削減する目的で、ボイラーに地下水を使用する運用に切り替えるため、これまで水道を使用していたボイラーに地下水の配管の接続工事を実施した。 その際、設備の故障等により地下水を採水できなかった場合に備えて、水道水も使用できた方が工場を安定稼働できるという判断により、水道法に違反している認識を持っていなかったことから、ボイラー室内(工場内)において、地下水の配管と水道水の配管を接続する工事を実施した。 ※クロスコネクション状態となる 地下水の配管と水道水の配管の両方に開閉できるバルブを設置し、基本的には地下水のみを使用する運用であり、水道水の配管のバルブを開けることは無かったが、地下水のポンプ等の異常の際に、水道水の配管のバルブを開けた上で水道水を使用することが年に数回程度あった。
令和 8 年 8 月 26 日(水) 午後 6 時頃	ボイラーに給水している地下水の採水量が減少したため、ボイラー室内においてボイラーに接続されている水道水の配管のバルブを開け、水道水使用の運用へ変更する。 その際、地下水の配管のバルブを閉め忘れてしまい、水道水及び地下水の配管のバルブ両方が開いた状態となり、水道水の配管内に地下水が流入する状態となる。 地下水の給水圧力(0.4MPa～0.6MPa)が水道水の給水圧力(0.35MPa～0.45MPa)より高かったため、地下水が水道水の配管へ逆流し、水道メーターを通り、会社敷地外の市配水管へ流出し、今泉地区において水道の濁り水を発生させた。

市配水管への地下水流入発覚の経緯について

日 時	内 容
令和 8 年 8 月 27 日(木)～ 令和 8 年 9 月 2 日(水)	今泉地区において、水道の濁り水発生の間合せを多数いただく。 その解消のため、同地区内の複数箇所において、配水管内の濁り水を排水する作業を、日中だけでなく夜間作業を含めて継続して実施する。 その間、同地区内での漏水の有無や工事等による影響についても併せて調査を実施する。 配水管内の濁り水の排水作業を実施することにより、濁り水が一時的には解消するものの、断続的に発生する状況が続く。
令和 8 年 9 月 2 日(水) 午後 1 時 30 分	濁り水解消のため協力していた給水装置工事業者から、今泉地区内の伸興化成株式会社の水道メーターが逆回転している事案の連絡があり、水道課職員が伸興化成株式会社にて現地立入調査を実施した。 確認の結果、ボイラー室内の配管において、地下水の配管と水道水の配管が接続されている状態(クロスコネクション)にあり、地下水が市配水管へ流入している可能性が発覚する。
令和 8 年 9 月 2 日(水) 午後 1 時 30 分～	伸興化成株式会社に対し、羽生市給水条例第 34 条に基づき、給水停止を執行する。

市配水管への地下水流入発覚後の対応について

日 時	内 容
令和 8 年 9 月 2 日(水) 午後 3 時 30 分～	今泉地区(全域)において、水道水の飲用制限を実施した上で、井泉公民館に給水車を配置し、応急給水拠点を設置する。 配水管内の洗浄作業を実施するため、今泉地区の断水を実施する。
令和 8 年 9 月 2 日(水) 午後 9 時～ 9 月 3 日(木)午前 5 時	今泉地区の大規模な配水管内の洗浄作業を実施する。
令和 8 年 9 月 3 日(木) 午前 7 時 30 分	配水管内の洗浄作業を実施した結果、今泉地区の配水管内の水が排出され、浄水場から配水した水が到達していることが確認でき復旧した。
令和 8 年 9 月 3 日(木) 正午	井泉公民館における応急給水拠点の設置を終了する。

原因者への是正指導等について

原因者である伸興化成株式会社へ、是正指導等を行いました。

内容は、以下のとおりです。

- ・ボイラ給水管の地下水配管から水道配管の切断、再接続不可能な状態とすること。
- ・水道メーターに逆止弁（逆流防止機能）を設置すること。
- ・原因等を公表し、地域住民に説明等対応をすること。

なお、原因者である伸興化成株式会社に対しては、羽生市給水条例第 34 条に基づき、令和 8 年 9 月 2 日（水）から 9 月 9 日（水）まで 8 日間、給水停止を執行しました。

原因者への罰則処分及び賠償請求について

原因者である伸興化成株式会社に対し、令和 8 年 9 月 18 日（金）付で罰則処分（過料）及び賠償請求を行いました。

内容は、以下のとおりです。

- ・羽生市給水条例第 36 条第 3 号の規定に基づき、伸興化成株式会社に対し過料処分（50,000 円）を行いました。
- ・地下水の市配水管への流入から復旧までに要した経費（水質検査費用、緊急排泥弁設置費、夜間作業に係る人件費など）について、伸興化成株式会社に対して損害賠償（2,724,694 円）を請求しました。

なお、過料及び損害賠償金について、令和 8 年 9 月 24 日（木）に伸興化成株式会社から、全額納付（支払）を確認しました。